

モバイルサービスの提供条件・端末に関する フォローアップの論点

平成 28 年 10 月 17 日
事務局

スマートフォンの料金について

【論点】

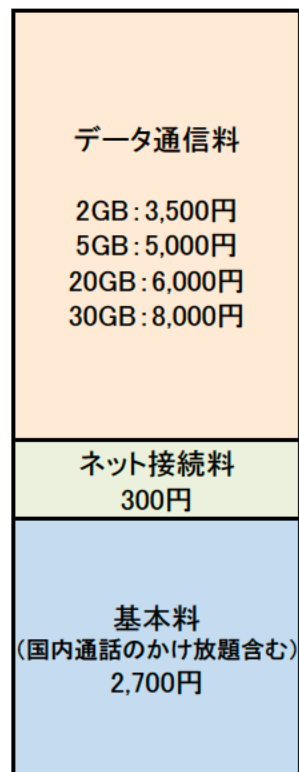
- 昨年のタスクフォースの議論を踏まえ、大手携帯電話事業者においてライトユーザ・長期利用者向けの料金プラン等を導入する一方、低廉な料金プランを提供するMVNOが更に拡大を続けており、今後の料金低廉化は、大手携帯電話事業者とMVNOの公正な競争を加速させていくことで促すことが効果的ではないか。
- そのためには、MVNOが大手携帯電話事業者に支払う接続料の適正化などによる競争環境の整備や、SIMロック解除の円滑化や端末販売の適正化など、利用者が自由にサービスと端末を選択利用できる環境の整備を推進していくことが必要ではないか。

【参考】大手携帯電話事業者とMVNOのスマートフォンの料金比較(例)

大手携帯電話事業者

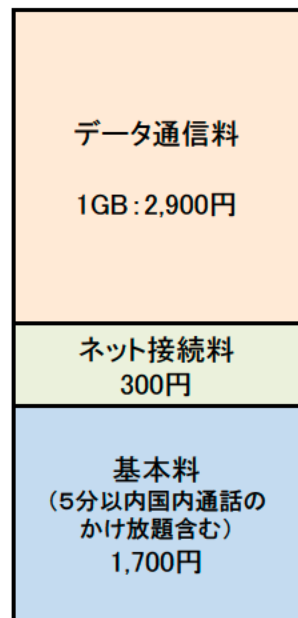
NTTドコモ、KDDI、
ソフトバンク

6,500円/月～



KDDI、ソフトバンク

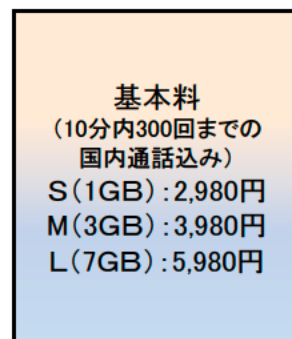
4,900円/月



ソフトバンク
(ワイモバイル)

契約当初2年間の1,000円
割引を3年目以降の利用者
にも拡大

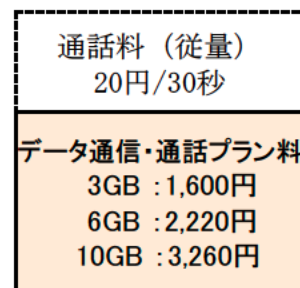
2,980円/月～



MVNO(データ+通話プラン)

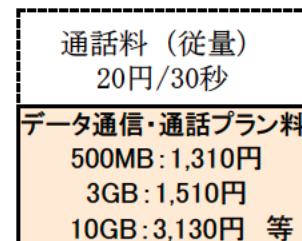
インターネット
イニシアティブ

1,600円/月～
+通話料



ケイ・オプティコム

1,310円/月～
+通話料



平成28年4月～

平成28年9月～

(税抜。平成28年9月15日時点)

	大手携帯電話事業者のスマートフォン	MVNOの音声通話対応SIMカード
月額利用料金の平均額 <平成27年12月MM総研調べ>	5,407円	1,946円 (2015年3月は2,708円)

(税抜)

SIMロック解除について

【論点】

- 利用者のサービスと端末の自由な選択の観点からは、本来、SIMロックが設定されないことが望ましく、ガイドラインでは、端末の割賦代金の不払等の不適切な行為の防止のため、必要最小限の措置として、最低限必要な期間はSIMロック解除に応じないことが許容されている。これに照らし、
 - ①現在、各事業者は端末購入から原則6か月間はSIMロック解除に応じていないが、不適切な行為の防止のために最低限必要な期間といえるのか。
 - ②長期利用者などが機種変更した場合も、原則6か月間はSIMロック解除に応じていないが、不適切な行為の防止のための必要最小限の措置といえるのか。
 - ③代金債務の履行がなされていない端末については、各事業者ともネットワーク側で利用を制限する措置を行っており、自社ネットワークのMVNOでの利用も制限されるところ、これに加えて端末に当該MVNOでの利用を制限するSIMロックを設定することは、必要最小限の措置といえるのか。
- 一部事業者では解約後は3か月間のみSIMロック解除できる一方で、端末購入から6か月間は解除できないため、解約時期によってはSIMロックが全く解除できないことについてどう考えるか。また、契約者本人が持ち込まない中古端末の取扱いをどのように考えるか。
- 代金債務の履行がなされていない端末に対するネットワーク側での利用制限措置の活用強化など、不適切な行為の防止に関するSIMロック以外の方策の検討についてどのように考えるか。
- SIMロックを解除した端末については、自社ネットワークのMVNOはもとより、端末の通信方式や周波数帯が対応している限り、他社ネットワークにおいても機能の制限なく使えるよう、引き続き、改善に向けた努力が必要ではないか。

【参考】「SIMロック解除に関するガイドライン」(平成26年12月改正)の概要

考え方、解除の方法等

- 電気通信事業者が利用者(契約を解約した者を含む)からの申し出があつたにもかかわらず、正当な理由なくSIMロックの解除に応じないことにより、電気通信の健全な発達又は利用者の利益の確保に支障が生じるおそれがあるときには、電気通信事業法に基づく業務改善命令の対象になることを明示。
- SIMロック解除の対象となる端末は、汎用的に通話やデータ通信を行うための端末(いわゆるフィーチャーフォン、スマートフォン、タブレット、モバイルルーター及びUSBモデム)。
- SIMロック解除の手続は、可能な場合はインターネット経由や電話による手続を行うなど、迅速かつ容易な方法によって、無料で行うことが原則。
- 端末の割賦代金の不払いや短期での転売等を防止するため、最低限必要な期間SIMロック解除に応じない等の必要最小限の措置を講じることは可能。
- 事業者は、SIMロック解除の対象となる端末や手続を定めた運用方針を予め定め公表。

留意すべき事項等

- 事業者が留意すべき事項として、①利用者に説明すべき事項及びその方法、②SIMロック解除端末に関する利用者の問合せ窓口等の明確化、③技術基準適合性の確認等について規定。
- SIMロック以外の機能制限についても、SIMロック解除時に併せて解除できるよう努めることが適当。

ガイドラインの適用等

- ガイドラインは、平成27年5月1日以降新たに発売される端末に適用。
- 総務省は、ガイドラインの適用後の状況を踏まえ、必要に応じガイドラインを見直すとともに、所要の対応を実施。

【参考】大手携帯電話事業者のSIMロック解除の対応について

事業者	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
1. 対象端末	平成27年5月1日以降に新たに発売する端末	平成27年5月1日以降に新たに発売する端末	平成27年5月1日以降に新たに発売する端末
2. 解除制限期間	端末購入日から6ヶ月間 ※ 過去に解除したことがある場合、その時点から6ヶ月経過していれば即解除可能。(契約継続が前提)	端末購入日から180日間	端末購入日から180日間
3. 解除手続き方法及び解除手数料	・インターネットによる受付: 無料 ・電話による受付: 3,000円(税抜) ・店頭受付: 3,000円(税抜)	・インターネットによる受付: 無料 ・店頭受付: 3,000円(税抜)	・インターネットによる受付: 無料 ・店頭受付: 3,000円(税抜)
4. 解約後端末・中古端末の取扱	・解約から3ヶ月経過後は解除に応じていない ・中古端末は解除に応じていない	・店頭であれば解除可能	・解約から90日経過後は解除に応じていない ・中古端末は解除に応じていない
5. 自社網を利用するMVNOでの利用可否	SIMロック解除をすることなく利用可能	VoLTE端末については、SIMロック解除をしなければ利用できない	SIMロック解除しなければ利用できない
6. SIMロック解除対応端末数 (改正GL対象端末数。 平成28年6月末時点)	スマートフォン: 23機種 タブレット: 7機種 フィーチャーフォン: 4機種 その他: 2機種	スマートフォン: 20機種 タブレット: 6機種 フィーチャーフォン: 2機種	スマートフォン: 20機種 タブレット: 5機種 フィーチャーフォン: 8機種 その他: 5機種

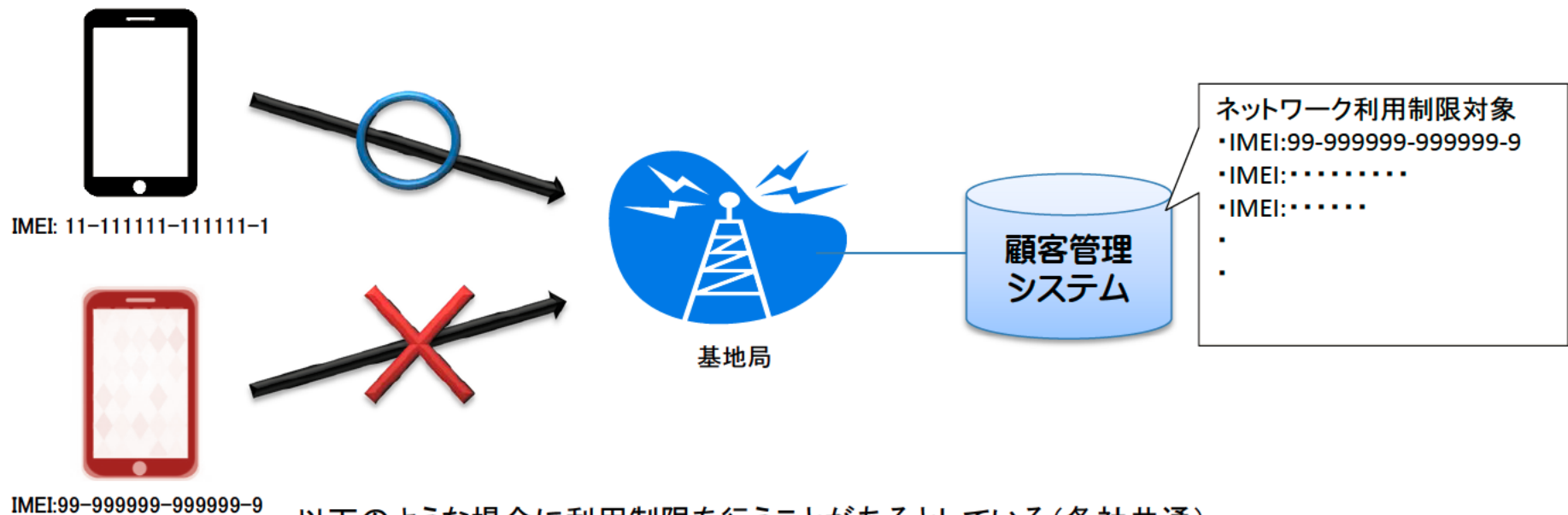
出典: 各社 (MVNO含む) HP

【参考】ネットワーク利用制限

- 携帯電話各社は不正な利用を防止するため、IMEI※を用いて端末のネットワーク利用制限を行っている。

※ IMEI(International Mobile Station Equipment Identity: 国際移動体装置識別番号): 端末1台毎に割り当てられた固有の識別番号。

ネットワーク利用制限のイメージ



以下のような場合に利用制限を行うことがあるとしている(各社共通)

- ・窃盗(盗難)や詐欺などの犯罪行為により、不正に入手された場合
 - ・申込書の記載内容(氏名、住所、生年月日等)に虚偽の申告が含まれている場合
 - ・代金債務(立替払などに係る債務を含む)の履行がなされていない場合
 - ・端末保証サービスの対象となった場合の旧端末
- 等

端末購入補助の適正化について

【論点】

- 販売代理店に支払う通信契約の締結の媒介等の業務に対する通信契約奨励金を週末限定等で増額や上乗せする場合のうち、利用者に直接提供する割引等と同様に、端末を購入する利用者に還元される可能性が高く、利用者間の不公平につながると考えられるMNPを条件とするものについて端末購入補助とみなすべきか。
- ガイドラインにおいてMNPを条件※とする割引等を端末購入補助とみなしたことで、競争に悪影響があるとの意見について、通信料金の高止まり、利用者間の不公平、MVNOとの競争というガイドラインの趣旨も踏まえ、どのように考えるか。 ※端末購入を伴わないSIMのみ契約は除く
- ガイドラインにおいてフィーチャーフォンからスマートフォンへの変更など「通信方式の変更を伴う場合」には端末購入補助が許容される範囲を緩和しているが、同一事業者内での通信方式の変更の場合だけでなく、他事業者からのMNPを伴う通信方式の変更の場合でも同様の扱いとすることについてどのように考えるか。その前提として、他事業者からのMNPを伴うフィーチャーフォンからスマートフォンへの変更の担保が必要となるが、それは可能なのか。
- ガイドラインでは、廉価端末(税抜3万円以下)については、端末購入補助が許容される範囲を緩和しているが、廉価端末について端末購入補助を全面的に解禁することは適当か。
- ガイドラインでは、「在庫の端末の円滑な販売を図ることが必要な場合」については、端末購入補助が許容される範囲を緩和しているが、このような端末について端末購入補助を全面的に解禁することは適当か。
- ガイドラインの適用対象は、現在、大手携帯電話事業者となっているが、これをMVNOにも適用することについてどのように考えるか。
- 大手携帯電話事業者が端末購入補助の抑制で得られた原資を固定系通信市場等の他市場での割引原資に転嫁するなどして、公正な競争環境を阻害していないか注視していくことが必要ではないか。
- ガイドラインを受けた事業者間の競争状況について注視するため、携帯電話市場の競争環境に係るデータ収集に努めることが必要ではないか。

【参考】端末購入補助の適正化に関する関係事業者・団体の意見①

【通信契約奨励金】

- 端末購入を条件としない回線販売等の奨励金について、実質的に端末購入補助となるような「期間限定の販売奨励金」や「高プラン加入を条件とした販売奨励金」等をガイドラインで定義し、抜け道をふさぐべき。(NTTドコモ)
- 販売奨励金のうち、週末限定等ごく短期間で多額の上乗せがされる場合など、新規・MNP契約、機種変更に関連して顧客還元されるものは端末購入補助とみなすべき。(ソフトバンク)
- 他社とのセット販売の場合に行う割引や販売奨励金は、自社内のセット販売時と同等に扱うべき。(ソフトバンク)

【MNPを条件とする割引】

- 競争環境等に対応した多様なサービスや料金プランを提供していく上で、ガイドラインでは端末購入を条件としていない割引等であっても、MNPを条件とする場合には端末購入補助とみなされるという課題がある。(KDDI)
- 新規・MNPの通信料金割引が端末購入補助とみなされることで、シェアが固定化し、事業者間の競争が後退する弊害が生じており、端末購入を必須条件としない新規・MNP向けの割引やデータ増量サービスに対しては規制緩和すべき。(ソフトバンク)

【通信方式の変更を伴う場合の割引】

- ガイドラインでは通信方式の変更を条件とした割引等については、端末価格に相当するような行き過ぎた額とならない範囲で端末購入補助を行うことができるが、他社からの乗換えの場合は対象外となっているという課題がある。(KDDI)
- 新規・MNP向けの割引のうち、事業者をまたぐ通信方式の変更への施策に対しては規制緩和すべき。(ソフトバンク)

【参考】端末購入補助の適正化に関する関係事業者・団体の意見②

【廉価端末の場合の割引】

- 廉価端末市場の活性化のため、廉価端末をガイドラインの対象外とするか、一定額までの端末購入補助は適用対象外とするのも一案ではないか。(ソフトバンク)

【MVNOとの関係】

- MVNOの契約者の伸びは堅調であり、端末購入補助の規制について大手携帯電話事業者とMVNOに差を設ける必然性は低い。(ソフトバンク)
- スマートフォンを購入しようとする消費者の心理を惑わし、その正しい判断を歪めかねない額に及ぶ行き過ぎた端末購入補助は、正常な事業者間の競争を著しく歪めるものであり、ガイドラインが引き続き適正に運用され、MVNOの一層の普及等が図られることが重要。(IIJ)

【その他】

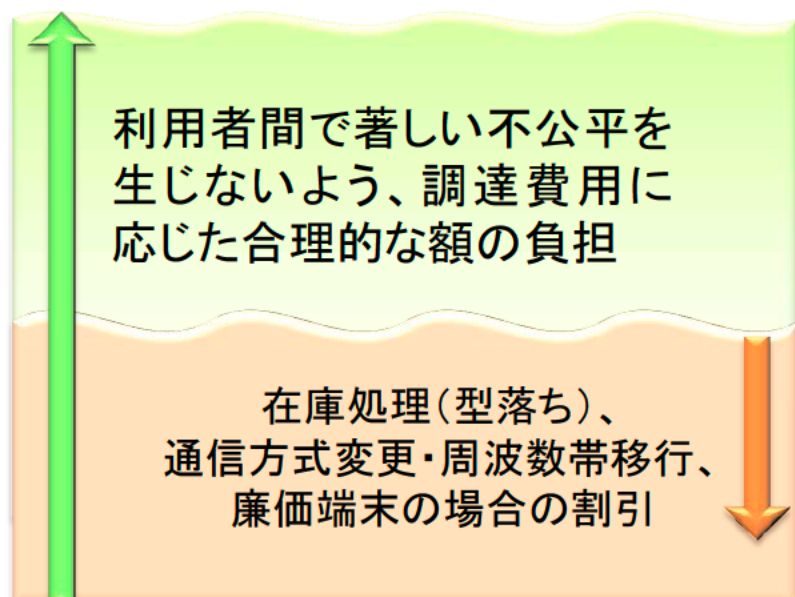
- 過度なキャッシュバックの抑制には賛成だが、規制が行き過ぎると端末販売が停滞する。型落ち端末の処理については、一般の小売業界と同様、販売活動を工夫できるよう配慮してほしい。(全携協)
- 下取りによる割引も含めて、ガイドラインに沿った適正な取組となっているか分析・検証すべき。(ケイ・オプティコム)
- ガイドラインが想定しない行き過ぎた割引、その他事業者間の競争を著しく歪める端末購入補助が行われていることが明らかになった場合は、ガイドラインの見直し等、必要な対応が行われるべき。(IIJ)
- 大手携帯電話事業者は固定系通信をセット販売しており、端末購入補助の適正化で抑制された原資が固定系通信の原資に転嫁されると、固定系通信市場に与える影響は大きく、公正な競争環境が阻害されていないか分析・検証すべき。(ケイ・オプティコム)

【参考】「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」概要

趣旨

- 大手携帯電話事業者による、MNP等により端末を購入する一部の利用者への行き過ぎた端末購入補助の適正化により、
 - 高止まりしている通信料金の低廉化
 - 端末購入補助を受けない長期利用者等との公平性の確保
 - 低廉なMVNOサービスの一層の普及を図る。

端末の実質負担のイメージ



定価

4月1日
適用開始

実質0円

端末購入補助の内容

- スマートフォン購入又はMNP※を条件とする
※端末購入を伴わないSIMのみ契約は除く
 - 携帯電話の通信料金割引
 - スマートフォンの購入代金割引
 - キャッシュバック・商品券・ポイント等
- スマートフォンの販売に応じて販売店に支払う金銭(端末販売奨励金)
(対象とするもの)
 - ・ 他の物品・役務とのセット割引
 - ・ データ通信量の無料増量
(対象外とするもの)
 - ・ 下取りによる割引等(中古市場での一般的な買取価格を著しく超える場合は、超える部分は対象)
 - ・ 一定年齢以上又は以下を条件に、期限の定めがなく継続的に提供される割引等

【参考】大手携帯電話事業者の販売奨励金の内訳(平成28年9月時点)

赤枠内は構成員限り

- 端末販売奨励金については、1社のみが提供している。
- 通信契約奨励金は、契約獲得当たりや数量インセンティブに加え、各種奨励金が出されているが、新規・MNPに多く支出されている。

奨励金	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク	
			ソフトバンク	ワイモバイル
＜スマートフォンの販売に応じて支払うもの＞				
端末販売奨励金				
＜通信契約の締結等に応じて支払うもの＞				
契約獲得／ 契約変更手数料				
獲得数量に応じた奨励金				
指定料金プラン契約				
家族獲得				
その他				
通信契約に係る 販売奨励金合計 （最大の場合）				

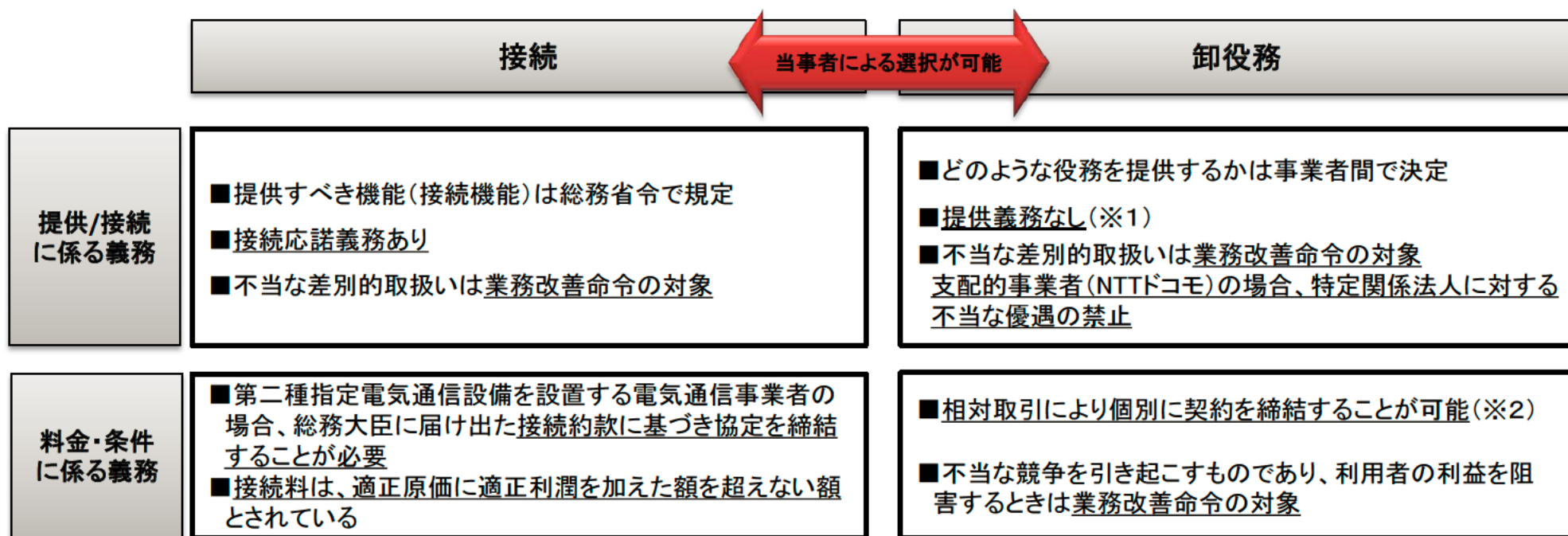
MVNOの競争環境について

【論点】

- モバイル接続料について、移動体通信事業者の事業の多角化等の状況に対応し、算定における事業者間の公平性及び接続料負担の適正性の確保の観点から、算定方法の適正化ができないか。(モバイル接続料の自己資本利益率の算定に関するワーキングチームにおいて議論)
- 大手携帯電話事業者のグループ内のMVNOとそれ以外のMVNOとの間で、費用負担、品質等の提供条件の面で公正な競争環境が確保されているかについては、総務省において分析・検証を進め、その結果を示していくことが必要ではないか。
- 大手携帯電話事業者とMVNOとの事業者間協議の円滑化については、接続の利用を中心としたルール化が図られているが、相対取引により個別に契約を締結可能な卸役務について、ルール化の必要性についてどのように考えるか。
- 予見可能性の面で課題が指摘されているデータ接続料の当年度実績に基づく遡及精算は、接続料の急激な変動がある場合に適用されるものであり、データ接続料が低廉化している現状では、費用負担が実際のコストに基づくものとなると考えられるのではないか。

【参考】電気通信事業法における「接続」と「卸役務」の関係

- 電気通信事業法上は「接続」と「卸役務」のいずれかを電気通信事業者が任意に選択可能。
- 第二種指定電気通信設備と「接続」をする場合、接続事業者は、総務大臣に届け出た接続約款に基づく接続料・接続条件で接続協定を締結することとなる。
- 「卸役務」を利用する場合、事業者間で個別に設定した料金・条件等により、柔軟にネットワークの提供を受けることが可能(不当な差別的取扱い等については、業務改善命令の対象。)



※1 ただし、認定電気通信事業者については、正当な理由がなければ、当該事業に係る役務提供を拒んではならない(電気通信事業法第121条)。

※2 ただし、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、卸役務の提供の業務について届出が必要(電気通信事業法第38条の2)。

【参考】電気通信事業法第38条の2による届出(二種指定事業者による卸役務)の概要

- ❑ 電気通信事業法第38条の2に基づき第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務について届出を行う。
- ❑ 第二種指定電気通信設備等との円滑な接続及び卸電気通信役務の円滑な利用を促進するため、電気通信事業法第39条の2に基づき、卸電気通信役務の届出内容を総務大臣が整理・公表することとされている。

(1) 届出対象となる卸役務と届出事項 (施行規則第25条の7)

1) 役務表の区分※の単位で、「提供する卸役務」を届出。

※ 役務表の区分：施行規則様式第4)。現在、電気通信事業の登録・届出時に、提供する電気通信役務を申請させる区分

2) 届出事項は、氏名・住所等のほか、卸役務の提供の業務の開始日、業務区域等。

(2) 更に詳細な届出を義務付ける卸役務と届出事項 (施行規則第25条の7第1項第4号、第25条の7の2)

公正競争を確保する必要性が高い卸役務のうち、不当な優遇等が行われる可能性が高く、その弊害も大きい者に対する卸役務について、詳細な届出を義務付けられている。

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者	事業者名
携帯電話又はBWAアクセスサービスに関する卸役務(通信モジュール向けを除く)であって、以下のいずれかの者に提供するもの(25条の7)	○ NTTドコモ ○ ソフトバンク ○ KDDI ○ 沖縄セルラー
(25条の7第1項第1号第4号) ①特定関係法人(5万回線以上の卸先)	○ NTTドコモ、○ KDDI
②50万回線以上の卸先	○ NTTドコモ、○ KDDI

【参考】大手携帯電話事業者とMVNOとの事業者間協議

- 大手携帯電話事業者とMVNOとの事業者間協議については、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」による、事業者間協議の円滑化を図っている。

○MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン 抜粋

MVNOガイドライン 2 (2) 2) ア(オ) 接続に必要なシステム開発等

接続に必要なシステム開発等の内容、方法及び期間については、合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべきである。

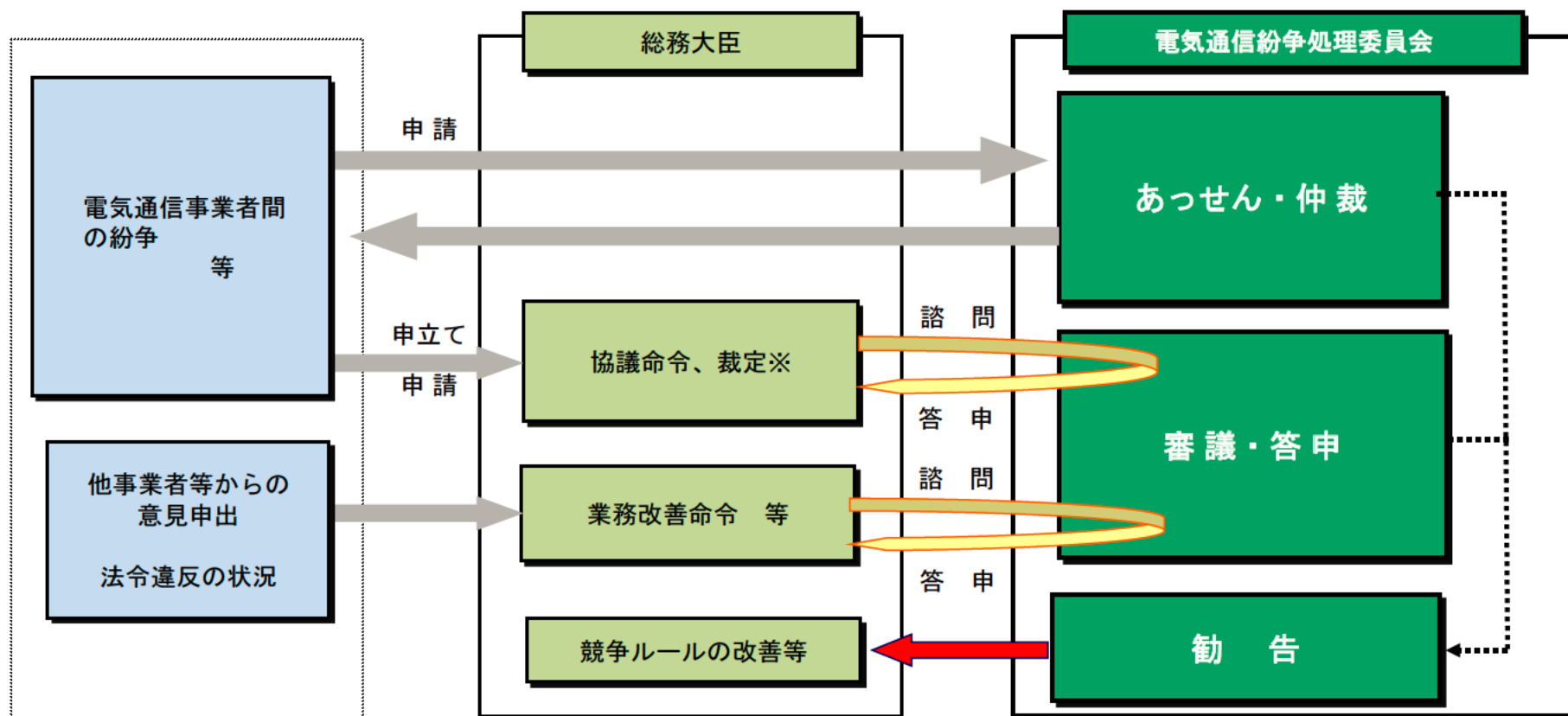
事業者間協議において接続に必要な開発の内容、方法又は期間が争点となった場合には、可能な限り技術開発部門の者(関連開発の委託先の技術者を含む。)を直接関与させること等により、検討の迅速化・精緻化を図り、相互の見解の理解において齟齬が生じないようにすることが適当である。

接続に必要なシステム開発等の費用については、合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべきである。また、その負担方法については、接続要望に伴う追加コストである場合には、原則として、接続事業者において応分負担すべきであるが、他の接続事業者が開発されたシステム等を共用することとなった場合には、負担の公平性の観点から、当該追加コストの負担方法について案分比例にするなどの措置が求められる。

事業者間協議において接続に必要なシステム開発等の費用が争点となった場合には、総コストのみを提示するのではなく、細分した機能ごとのコストを提示するなどし、必要な機能の取捨選択ができるようにすることが適当である。また、金額の検証に客観性を確保するとともに、当事者間で守秘義務を課すなど必要な措置を講じた上で、その内訳について可能な限り情報開示することが適当である。

【参考】電気通信事業者間の紛争に係る手続の概要

- 電気通信事業法第39条に基づき、卸電気通信役務の提供について、提供の条件等について協議が調わないときは、総務大臣の裁定を申請することができるとなっている。



※ 電気通信事業者の電気通信設備との接続、卸電気通信役務の提供等に関して協議が調わないときに申請ができる。

【参考】電気通信事業法の規律の対象となる接続料等の算定等のタイミング

平成29年度適用分を
算定する場合

平成27年度

平成28年度

平成29年度

平成30年度

平成31年度

接続料	一種指定設備	実際費用方式		実績原価方式	将来原価方式	長期増分費用方式 (LRIC)
		実績原価方式		- 最新の実績値(=前々年度の会計値)を基に接続料を算定 - 乖離分については、調整額制度により、次々年度に精算	5年以内の予測需要・費用に基に接続料を算定 - 調整額制度は適用されない	- 仮想的に構築された効率的なネットワークのコストを基に接続料を算定(最新の入力値を使用(前々年の数値を加工)) - 調整額制度は適用されない
		二種指定設備		- 当年度会計値を基に接続料を算定 - 接続料確定までの間は、合理的な暫定値で仮払いし、適用年度の接続料確定後、精算		
	実際費用方式		実績原価方式			
				H28年度接続料は、H26年度の接続会計の数値を使用¹て算定 7月 H27年度接続会計の提出・公表 (法33 X III) H29年度約款変更認可申請 (法33 II) 認可	平成29年度接続料の適用(法33 IX)	H31年度中に、H29年度収支を「精算」できるよう「調整額」を算定 7月 H29年度接続会計の提出・公表 (法33 X III) H31年度約款変更認可申請 (法33 II) 認可 接続料を通じて精算
				H29年度約款変更認可申請 (法33 II) 認可	平成29年度接続料の適用(法33 IX)	7月 H29年度接続会計の提出・公表 (法33 X III)
				H28年度接続料は、H26年度の接続会計の数値を加工して算定 7月 H27年度接続会計の提出・公表 (法33 X III) 入力値の承認 モデル通知 H29年度約款変更認可申請 (法33 II) 認可	平成29年度接続料の適用(法33 IX)	7月 H29年度接続会計の提出・公表 (法33 X III)
				合理的な暫定値で仮払い	平成29年度接続料の適用(法34 IV)	7月 H29年度接続会計の提出・公表 (法34 VI) 確定後、精算